

4. 審議事項

(2) 個別占用案件の審議【審議資料2】

【許可更新】

- ①中央南児童遊園地（川西市）
- ②都市公園ドラゴンランド（川西市）

個別占用案件のカルテ（許可更新）

①中央南児童遊園地（川西市）

■ 報告案件用のカルテ

1. 件名	中央南児童遊園地		
2. 今回申請種別	更新 (期間更新)		
3. 概要	距離標位置：猪名川右岸 10.2K - 100m 目的：公園 占用面積：2,164.86 m ² 工作物：遊具等		
4. 許可の経緯	<当初許可> 昭和 45 年 5 月 27 日 <前回更新許可> 平成 26 年 4 月 24 日 <許可期限> 平成 31 年 3 月 31 日		7. 保全利用 委員会による 参考意見
5. 現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり (施設内の状況) 別紙のとおり		
6. 河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)			8. 処理

<補足> ・ A4 横書き 1 枚程度 ・ 処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1.~5.は申請者か河川管理者作成、6.は河川管理者作成
 ・ 処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる ・ 事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存





シュロ伐採前



シュロ伐採後



取組状況報告書 中央南児童遊園地（川西市）

【許可更新時】

【前回審議された時の意見】

番号	許可更新時委員会の意見 (H26年度第1回)	中間報告時の市の回答 (H28年度第1回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	公園の民地境界付近には、私物と思わしき物件等がある。公園管理者・民地側の方と一緒に、公園の使い方について考えていただきたい。	私物については撤去勧告を行い、勧告後も放置されていた物件については市で撤去を実施した。	前回撤去実施済。		
2	生物多様性かわにし戦略に基づいて、公園植生について、関係部署と協力の上、市民にアピールしていただきたい。	公園の植生については、生物多様性かわにし戦略に基づき、外来種等に注意し伐採または入れ替えなど地域住民の協力を得ながら行う。	公園内に繁茂する外来種については、伐採を実施する予定。		
3	公園と民地の間に立てているフェンスが崩れかかっているのので、補修が必要と思われる。	住民と調整の上、フェンスについては、補修を実施した。	前回補修実施済。		

【中間報告時新規意見】

	中間報告時委員会の意見 (H28年度第1回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	シュロ(外来種)については、伐採が望ましい。	植樹者が不明のため、伐採する旨を記載した通知を掲示したのち、植樹者からの連絡等が無かったため、平成30年7月11日に伐採を実施済。		

許 可 書

住所
氏名 川西市

平成26年3月31日付け川都第202号で申請のあった土地の占用（中央南児童遊園地）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成26年 4月24日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第57条による教示）

この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

（行政事件訴訟法第46条による教示）

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があったことを知った日から6箇月以内であっても、許可の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決のあったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記（乙様式1 土地の占用）

- 1 河川の名称 淀川水系 猪名川
- 2 占用の目的 公園（中央南児童遊園地）
及び態様 [遊具]
4連ブランコ 1基
鉄製プレイコンビネーション 1基
5連鉄棒 1基
ジャングルジム 1基
ターザンロープ 1基
砂場 1箇所
[その他]
進入路(坂路) 1箇所
進入路(坂路及び階段) 1箇所
車止め 5基
側溝 W=0.24m 168m
ゴミ箱 3基
清掃用具入れ 1基
フェンス 1式
- 3 場 所 川西市小花2丁目28番地先
(右岸10.2k-100m)
- 4 占用面積 2,164.86 m²
- 5 占用期間 平成26年 4月 1日から平成31年 3月31日まで
- 6 許可の条件
- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあつてはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所園田出張所長（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
 - (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置又は確認すること。
 - (3) この許可に係る行為に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川事務所長（以下「事務所長」という）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこと。
 - (4) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
 - (5) 次の各号に掲げる場合は、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
 - イ 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - ロ この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
 - ハ 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
 - (6) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第5項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
 - (7) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
 - (8) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
 - (9) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。
 - (10) 淀川水系河川整備計画の考え方を踏まえ、川らしい利用に配慮した占用となるよう取り組むこと。

許 可 書

住所

氏名 川西市

淀川水系猪名川における土地の占用（中央南児童遊園地）に関する許可書（平成26年4月24日付け国近整猪占調河占第218号）について、同許可条件（9）の規定に基づき、河川の利用者等の安全確保の一層の推進を図るため、別記のとおり改正する。

平成26年11月25日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第57条による教示）

この改正を受けた者は、この改正に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの改正があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

（行政事件訴訟法第46条による教示）

改正取消しの訴えは、この改正があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、改正があったことを知った日から6箇月以内であっても、改正の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、改正があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、改正取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記

許可書（平成26年4月24日付け国近整猪占調河占第218号）の許可条件の一部を次のように改正する。

許可条件（9）から（10）までを2号ずつ繰り下げ、同条件（8）の次に次の条件を加える。

（9）許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。

- 一 許可を受けた者は、利用者への安全管理の徹底を図ること。
- 二 許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
- 三 許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
- 四 許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。

（10）許可を受けた者は、利用者等の安全確保のため次の措置を講じること。

- 一 許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を事務所長に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 二 許可を受けた者は、利用者等（利用者、一般公衆及び近隣住民をいう。以下同じ。）の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
- 三 同号二の巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報がもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
 - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
 - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
 - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
- 四 許可を受けた者は、同号三のロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三のイの措置を講じた上で、速やかに事務所長に協議すること。

個別占用案件のカルテ（許可更新）

②都市公園ドラゴンランド（川西市）

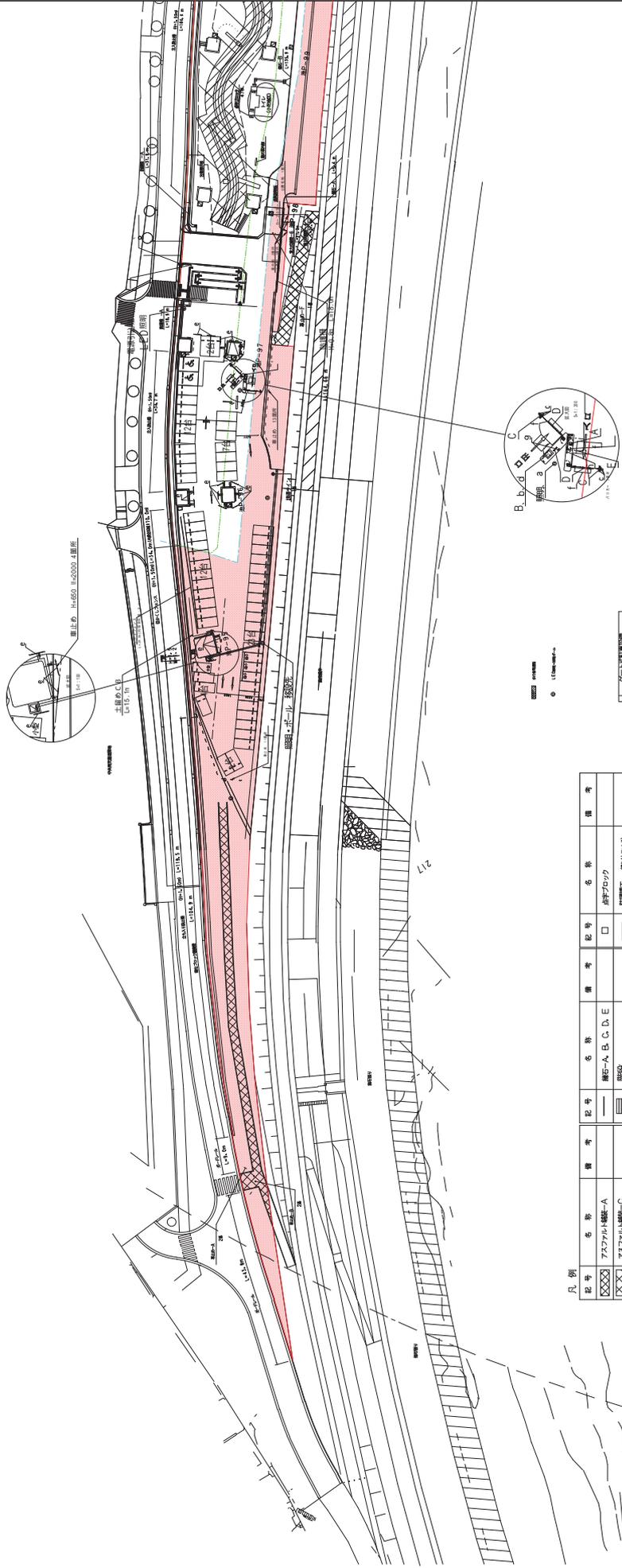
■ 報告案件用のカルテ

1. 件名	都市公園ドラゴンランド	
2. 今回申請種別	更新 (期間更新)	
3. 概要	距離標位置：猪名川右岸 10.0k+70m～11.2km 付近 目的：公園 占用面積：5,317.33 m ² 工作物：遊具、トイレ、ベンチ、車止めなど	
4. 許可の経緯	<当初許可> 平成 11 年 4 月 8 日 <前回更新許可> 平成 26 年 5 月 29 日 <許可期限> 平成 31 年 3 月 31 日	
5. 現況写真	(河川や堤防との位置関係) 別紙のとおり (施設内の状況) 別紙のとおり	
6. 河川管理者 審査事項 (特筆すべきもの のみ記載)	8. 処理	
	7. 保全利用 委員会による 参考意見	

<補足> ・ A4 横書き 1 枚程度 ・ 処理フロー図の河川管理者から委員会への報告の時点で左半分まで記載済み (1.～5.は申請者か河川管理者作成、6.は河川管理者作成
 ・ 処理フロー図の委員会から河川管理者への参考意見の時点で7.が埋まる ・ 事後に河川管理者が8.までを埋めて履歴として申請書類一式とともに保存

施設平面図-1

S=1:500



名称	説明
1	敷地境界線
2	道路境界線
3	河川境界線
4	公園用地境界線
5	公園区画境界線

凡例	記号	名称	備考
アスファルト舗装-A	斜線	アスファルト舗装	
アスファルト舗装-C	点線	アスファルト舗装	
カラーアスファルト舗装-1	斜線	カラーアスファルト舗装	
カラーアスファルト舗装-2	斜線	カラーアスファルト舗装	
緑地	斜線	緑地	
カーコンクリート平床舗装	斜線	カーコンクリート平床舗装	
土壌-1	斜線	土壌	
土壌-2	斜線	土壌	

凡例	記号	名称	備考	名称	備考
■	□	観望台		アスファルト	
■	■	階段		防犯灯	H=1.500
○	○	ベンチ		手すり	
■	■	植栽		車止め-A, E	
■	■	植栽		車止め-B, C, D, F	
■	■	植栽		防犯灯	
■	■	植栽		植栽	
■	■	植栽		植栽	
■	■	植栽		植栽	
■	■	植栽		植栽	

公園用地線
河川区画線
公園区画線

施設平面図-3

S=1:500



— 公園用地線
— 河川区域線
— 公園区域線

凡例

記号	名称	備考	記号	名称	備考	記号	名称	備考
□	アスファルト舗装-A		□	舗装アロック				
□	アスファルト舗装-B		□	舗装工	0m(0.250)			
□	アスファルト舗装-C		□	舗装-A	H=1.500			
□	カラーアスファルト舗装-1		○	リバーゲル				
□	カラーアスファルト舗装-2		○	モニュメント				
□	舗装敷		○	ベンチ				
□	カラーコンクリート舗装敷		○	増設方向センター				
□	土舗装-1		○	既設ベンチ				
□	土舗装-2		○	防犯灯				
			○	防犯灯取付板				
			○	遊具取付板				
			○	遊具取付板				
			○	遊具取付板				
			○	遊具取付板				





【許可更新時】

取組状況報告書 都市公園ドラゴンランド（川西市）

【前回審議された時の意見】

番号	許可更新時委員会の意見 (H25年度第1回)	中間報告時の市の回答 (H28年度第1回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	利用は適正になされている。	引き続き利用は適正に行っている。	引き続き利用は適正に行っている。		

【中間報告時新規意見】

	中間報告時委員会の意見 (H28年度第1回)	現在までの取組(対応)状況	今回の現地調査での意見	今回委員会の意見
1	適正に利用されている。	引き続き利用は適正に行っている。		

許 可 書

住所

氏名 川西市

平成26年3月31日付け川都第203号で申請のあった土地の占用、工作物の改築（都市公園ドラゴンランド）については、河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に基づき別記のとおり許可する。

平成26年 5月29日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第57条による教示）

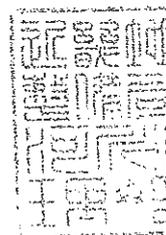
この許可を受けた者は、この許可に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

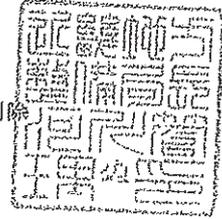
（行政事件訴訟法第46条による教示）

許可取消しの訴えは、この許可があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、許可があったことを知った日から6箇月以内であっても、許可の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、許可取消しの訴えは、その審査請求に対する判決のあったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該判決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該判決の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記（乙様式3-1 土地の占用及び工作物の新改築等）

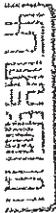
- | | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 河川の名称 | 淀川水系 猪名川 |
| 2 | 目的 | 公園 |
| 3 | 場所 | 川西市下加茂1丁目1番地先から
川西市小戸3丁目7番地先まで
(右岸10.0k+70m～11.2km付近) |
| 4 | 工作物の名称
又は種類 | 都市公園ドラゴンランド |
| 5 | 工作物の構造
又は能力 | 別紙の通り |
| 6 | 工期 | _____ |
| 7 | 占用面積 | 5,317.33㎡ |
| 8 | 占用期間 | 平成26年 4月 1日から平成31年 3月31日まで |





9 許可の条件

- (1) 許可を受けた者は、占用の期間中は、この許可に係る土地又は附近の見やすい場所に、標識名、占用目的、占用面積、占用者名（法人にあつてはその名称）、連絡先（電話番号は法人の場合に限る。）及び所轄事務所・出張所の名称を明記した河川占用許可標識をあらかじめ、当局猪名川河川事務所圃田出張所長（以下「出張所長」という。）の指示に従い設けること。
- (2) この許可に係る区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置すること。
- (3) ~~この許可に係る工事又は行為に着手しようとするときは、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けること。~~
- (4) ~~この許可に係る工事又は行為が不可抗力による事故又は止むを得ない事由のため、6項に定める期間内に竣功できないときは、期間の延長を申請することができる。この申請は不可抗力による事故の止んだ日から1箇月以内、又は期間内に竣功できないことが事実となった日とする。~~
- (5) この許可に係る行為又は工事に起因して河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに当局猪名川河川事務所長（以下「事務所長」という。）に届け出ること。また、講ずべき措置等について、事務所長から指示のあつたときは、その指示に従うこと。
- (6) この許可に係る土地及びそれに隣接する土地で出張所長が指定する区域の土地は、清掃・草刈り等を行い常に良好な状態に保つこと。
- (7) 次の各号に掲げる場合は、速やかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ること。
 - イ 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - ロ この許可に係る期間内に、この許可に係る土地の用途を廃止したとき。
 - ハ 天災その他止むを得ない理由によって許可の目的を達することができないとき。
- (8) ~~この許可に係る工事又は行為の軽微な設計変更をしようとするときは、あらかじめ、出張所長に届け出て、その指示を受けること。~~
- (9) この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失う。ただし、第8項に掲げる期間満了後も、この許可に係る土地を引き続き占用しようとする場合は、期間満了の日の3箇月前までに出張所長を経由して許可申請をすること。
- (10) ~~この許可に係る工事又は行為が完了したときは、速やかに出張所長に届け出て検査を受けること。~~
- (11) ~~この許可を受けた者は、前号の検査に合格した後でなければ、この許可に係る工作物を使用してはならない。~~
- (12) この許可を受けた者は、この許可に係る土地において第三者に損害を与えることがないように万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理すること。
- (13) この許可を受けた者は、河川工事その他河川の管理に属する行為により通常生ずる支障に対しては、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができない。
- (14) 許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
- (15) 許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
- (16) 許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。
- (14) 河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができる。



別紙

工作物の構造又は能力

名 称	構造又は能力	数 量	備 考
擁壁工 重力式擁壁 緑化ブロック積擁壁	H=0.5m~2.0m H=0.5m~2.0m	21m 105m	
舗装工	アスファルト、コンクリートブロック(300×300)	3,407㎡	
縁石工	120×120×600, 180/205×250×600	418m	
側溝工	皿型側溝、U型側溝	43m	
雨水工 雨水枿 雨水函渠 雨水暗渠	円形水路 φ150mm, 250mm H P 150mm~250mm	7箇所 236m 32m	
安全施設工 車止め カーブミラー ガードレール 防護柵	H=650mm W=2000mm H=700mm H=0.8m H=1.1m~1.5m	4箇所 43箇所 1基 53m 18m 219m	
電気設備工 照明柱 電気配管	H=5.0m, HF250W H=4.0m φ76.3m P F 22 F E P 30mm~80mm	16箇所 1箇所 64m 521m	
給水設備工 給水管	H I V P 20mm	239m	
植栽工 高木 低木 芝	さくら ビヨウヤナギ 高麗芝	49本 21箇所 1,737㎡	
環境施設工 ベンチ 遊具 看板 多目的広場 トイレ	H=400mm, W=1800mm 組み合わせ遊具、アスレチック 案内板、説明板、公園名板 誘導サイン、土舗装 20m×15m	6箇所 4箇所 11箇所 1箇所 1箇所	1箇所既撤去
駐車場施設工 アームロック バリカー ループコイル 車輪止め メッシュフェンス 土留めCB	アームロック用 1500mmの内一部 W=600mm D=150mm H=1200mm t=150 1~4段	1基 3箇所 1基 75個 21.8m 15.1m	

許 可 書

住所
氏名 川西市

淀川水系猪名川における土地の占用（都市公園ドラゴンランド）に関する許可書（平成26年5月29日付け国近整猪占調河占第219号）について、同許可条件（17）の規定に基づき、河川の利用者等の安全確保の一層の推進を図るため、別記のとおり改正する。

平成26年11月25日

近畿地方整備局長



（行政不服審査法第57条による教示）

この改正を受けた者は、この改正に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの改正があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法の規定に基づき審査請求をすることができる。

（行政事件訴訟法第46条による教示）

改正取消しの訴えは、この改正があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。（なお、改正があったことを知った日から6箇月以内であっても、改正の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）ただし、改正があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、改正取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。（なお、当該裁決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該裁決の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。）

別記

許可書（平成26年5月29日付け国近整猪占調河占第219号）の許可条件の一部を次のように改正する。

許可条件（14）から（16）までを削除し、同条件（13）の次に次の条件を加える。

- (14) 許可を受けた者は、許可工作物を良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって公共の安全が保持されるよう次の措置を講じること。
- 一 許可を受けた者は、利用者への安全管理の徹底を図ること。
 - 二 許可を受けた者は、許可工作物の構造又は維持若しくは修繕の状況、河川の状況、許可工作物の存する地域の気象の状況その他の状況を勘案して、適切な時期に、許可工作物の巡視を行い、及び草刈り、障害物の処分その他の許可工作物の機能（河川管理上必要とされるものに限る。）を維持するために必要な措置を講ずること。
 - 三 許可を受けた者は、許可工作物の構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。
 - 四 許可を受けた者は、点検その他の方法により許可工作物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、許可工作物の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講じること。
- (15) 許可を受けた者は、利用者等の安全確保のため次の措置を講じること。
- 一 許可を受けた者は、日常及び緊急時における責任者や窓口等の連絡体制（土日・祝日及び勤務時間外を含む。）を事務所に届け出ること。これを変更しようとするときも、同様とする。
 - 二 許可を受けた者は、利用者等（利用者、一般公衆及び近隣住民をいう。以下同じ。）の安全確保のための巡視・点検を適切に実施すること。
 - 三 同号二の巡視・点検は、随時及び利用者等外部から情報をもたらされた場合に実施し、その結果、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認めるときは、次の措置を講じること。
 - イ 応急措置 危険な箇所の利用を制限するとともに、速やかに危険を回避するための応急措置を講じ、併せてその旨を一般に周知する。
 - ロ 詳細点検 目視等では不十分と認められる場合は、詳細点検を実施する。
 - ハ 対策検討及び措置 対策が必要と認められる場合は、その対策方法について検討するとともに、必要な措置を講じる。
 - 四 許可を受けた者は、同号三のロ及びハの措置を講じるにあたって河川管理者と共同で行う必要があると認めるときは、同号三のイの措置を講じた上で、速やかに事務所に協議すること。